

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入について

神戸大学大学院法学研究科

教授 島並 良

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~ryo/>

一、概要

- ・著作権の制限に関する一般規定の導入を前提に、規定の望ましいあり方を検討する
- ・一般規定／個別規定の選択は、著作権の制限に限られない広がりのある問題である
→ 一般規定と個別規定の機能的な違いを明らかにし、その選択基準を示す（二）
- ・選択基準を著作権の制限にあてはめるとどうなるかを提示し、立法の方向性を示す（三）

二、一般規定と個別規定の違い

1. はじめに

- (a)個別規定 「時速50kmを越えて走行してはならない」
→ 当事者による行動の是非を、国会が一般的かつ事前的に決定
- (b)一般規定 「安全を害する危険な速度で走行してはならない」
→ 当事者による行動の是非を、裁判官がアドホックかつ事後的に決定

	国会での立法段階	⇒ 当事者の行動段階	⇒ 裁判所での適用段階
(a)個別規定	具体的な規範決定	具体的規範を前提に行動	行動に対する具体的な規範の適用
(b)一般規定	抽象的な規範決定	抽象的規範を前提に行動	裁判官による具体的な規範決定 & 行動に対する具体的な規範の適用

両者の違い： 第1のポイント＝具体的規範の決定主体（国会か、裁判官か）
第2のポイント＝具体的規範の決定時期（事前か、事後か）

留意点： 具体的規範の「内容」の優劣は、「形式」の優劣とは次元の異なる問題
具体的規範の射程（過剰／過少規制）も規範の細かさに依存する別次元の問題

2. 規範の決定主体

(1) 規範決定の正統性担保

- (a)個別規定：国会における多数決（民主的）
(b)一般規定：裁判官の正義・良心（非民主的） ← 国民がどちらをより信頼するか？

⇒ 少数者や、たとえ多数でも意見集約が困難な者（一般消費者など）の利益を保護すべき場合には、(b)がより望ましい

(2) 規範決定の基礎となる情報の収集

- (a)個別規定：専門官庁／審議会による立法事実調査（+ロビイング）
(b)一般規定：紛争当事者による個別訴訟での主張立証活動

⇒ 紛争当事者が規範形成のコストと責任を負うべき場合には、(b)がより望ましい

3. 規範の決定時期

(1) 国民（行動主体）にとっての規範認識コスト

- (a)個別規定：通常は低い、例外規範が多くなると高くなる
(b)一般規定：通常は高いが、①直感（社会規範）に合致すれば低くなる
②射程が限定されれば低くなる

⇒ 正しい社会規範の形成が見込まれる場合、および、適用場面が限定される場合には、(b)でも許容される

(2) 国家（規範決定主体）にとっての規範決定コスト

- (a)個別規定：立法段階では高いが、適用段階では低い
(b)一般規定：立法段階では低い、適用段階では高い ← 総コストを比較すると？

⇒ 頻度が低く、個性が強く、変化が大きい事項については、(b)がより望ましい
（頻度が高く、定型的で、変化に乏しい事項については、(a)がより望ましい）

資料 現行法における権利制限条項一覧

- 現行法のとおり個別規定のままが望ましいと思われる条項
- すでに一般性の高い要件（規範的要件）が盛り込まれている条項

タイトル	条	項号	利用主体	主な要件	利用態様 (43条に留意)
○私的使用のための複製	30	1	複製物を使用する者	私的使用目的	複製、翻訳、編曲、変形、翻案
		2		デジタル機器・媒体、補償金	録音、録画
●図書館等における複製	31	1	政令で定める施設	施設利用者の求め、調査研究目的、一部分を一部	複製（1号は翻訳も）
		2		保存目的	
		3		他の施設の求め	
○引用	32	1		公正慣行、正当範囲	複製、口述等、翻訳
		2		公的広報資料等、刊行物	複製（転載）
●教科用図書等への掲載	33			検定教科書等、補償金	複製、翻訳、編曲、変形、翻案
教科用拡大図書等の作成のための複製	33の2			弱視者学習用、検定教科書等、営利なら補償金	拡大複製
●学校教育番組の放送等	34			学校教育番組、補償金	放送、掲載、翻訳、編曲、変形、翻案
学校その他の教育機関における複製等	35	1	教育担当者および授業を受ける者	授業過程使用目的、必要限度、不当加害なし	複製、翻訳、編曲、変形、翻案
		2			公衆送信
○試験問題としての複製等	36	1		試験検定目的上必要限度、不当加害なし、営利なら補償金	複製、公衆送信、翻訳
		2			
点字による複製等	37	1		点字	複製、翻訳
		2		コンピュータ点字処理	媒体記録、公衆送信
		3		視覚障害者の福祉増進目的施設、政令で定めるもの	録音、自動公衆送信、翻訳
視聴覚障害者のための自動公衆送信	37の2		聴覚障害者の福祉増進目的事業者、政令で定めるもの	放送・有線放送のリアルタイム字幕送信	自動公衆送信、要約
○営利を目的としない上演等	38	1		非営利、無料、無報酬	上演、演奏、上映、口述
		2		非営利、無料	有線放送、自動公衆送信
		3		非営利、無料	伝達
		4		非営利、無料	貸与
		5		政令で定める施設	非営利、無料、補償金

時事問題に関する論説の転載等	39	1 2		時事問題論説、禁止表示なし	複製、放送、有線放送、翻訳 伝達
○政治上の演説等の利用	40	1		公開政治演説	全て（同一著作者の編集以外）
		2		公的機関での公開演説、報道目的の上正当	複製、放送、有線放送、翻訳
		3			伝達
○時事の事件の報道のための利用	41			事件構成著作物等、報道目的正当範囲	複製等の報道、翻訳
○裁判手続等における複製	42	1		司法または立法行政内部、必要限度、不当加害なし	複製、翻訳
		2		特許審査等	
●放送事業者等による一時的固定	44	1	放送事業者	適法な放送・有線放送、一時的	録音、録画
		2	有線放送事業者		
●美術の著作物等の原作品の所有者による展示	45		原作品の所有者およびその同意を得た者	屋外恒常設置でない	展示
公開の美術の著作物等の利用	46			屋外恒常設置された美術著作物または建築著作物	全て
●美術の著作物の展示に伴う複製	47			解説紹介目的、小冊子	複製
○プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等	47の2		プログラムの複製物の所有者	計算機利用に必要限度	複製、翻案
○保守・修理等のための一時的複製	47の3			機器の保守・修理時、必要限度	複製
複製権の制限により作成された複製物の譲渡	47の4			複製権制限により作成された複製物、目的内	譲渡

* 立法対応検討中のもの（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会デジタル対応WT）

- ・ 検索エンジンサービス事業に随伴する複製と公衆送信
- ・ 機器使用に随伴する一時的蓄積
- ・ 通信過程に随伴する複製と公衆送信